

特定健康診査実施要項

① 目的

愛知県医師国民健康保険組合同規約第16条に掲げる「組合員とその家族の健康保持増進のために行う事業(2)特定健康診査・特定保健指導」として、40歳～74歳までの被保険者に対し「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査(以下特定健診)を実施します。

② 対象者

令和8年度に40歳～74歳までの被保険者全員(4月1日時点で加入している方)です。

※当該年度内に40歳を迎えられる方(昭和62年3月31日以前の誕生日の方)も対象となります。

※当該年度内に75歳を迎えられる方は受診期間が6月1日から誕生日前日までです。

※特定健康診査受診券に記載されている記号番号と相違している場合は、必ず愛知県医師国民健康保険組合へ問い合わせをしてください(受診資格が認められない場合があります)。

③ 健診内容

検査項目は下記基本検査項目とし、基本検査項目が不足している場合は費用をお支払いできません。

・問診	・肝機能検査(AST・ALT・ γ -GT)
・身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)	・血糖検査(空腹時血糖又はヘモグロビンA1c)
・理学的検査(身体診察)	・尿検査(尿糖・尿蛋白)
・血圧測定	
・血液生化学検査:中性脂肪(空腹時/随時)・HDLコレステロール・LDLコレステロール	

【詳細健診について】

医師が必要と判断した場合は詳細健診項目として貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査のうちから選択して検査を行うものとする。(特定健康診査受診券C面を参照ください。)

④ 受診方法

1. 受診期間は令和8年6月1日～令和9年2月末日までとします。

2. 健診機関の指定はありません。ただし、健診機関の都合により当組合の受診券を使用することができない場合がありますので、必ず事前に健診機関へご確認ください。

3. 受診当日は「資格確認書」・「マイナ保険証」のいずれか、特定健康診査受診券及び「特定健康診査実施要項」を実施機関の窓口を持参してください(受診券は所属する医療機関宛に5月下旬に発送予定)。

4. 特定健診に限り自家受診(勤務先医療機関での受診)が可能です。

※特定健診対象者が人間ドックと合わせて受診する場合は、「健康診断(人間ドック)実施要項」に従うものとします。

※自己受診(自分自身に対して健診実施)は認められません。

⑤ 費用(補助額)

特定健診に係る費用は、本組合が下記金額(消費税込み)を負担します。

● 基本健診:7,650円

● 詳細健診:貧血検査 242円、血清クレアチニン検査 121円、心電図検査 1,430円、眼底検査 1,232円

⑥ 守秘事項

健診を受けた施設あるいは医療機関から送付された健診結果は、愛知県医師国民健康保険組合が守秘事項として5年間保管します。

特定保健指導

特定健康診査項目の結果により、特定保健指導の対象に該当された方には後日、特定保健指導利用券を自宅に送付します。対象者は利用券を活用して特定保健指導を受けてください。

※実施方法は別途、本組合で定める「特定保健指導実施要項」による。

重要 健診実施機関様へ

1 健診受診前の確認事項

受診前に被保険者資格をマイナ保険証、資格確認書のいずれかで確認していただき、特定健康診査受診券に記載されている記号番号と相違していないかを確認してください。特定健康診査受診券に記載されている記号番号と相違している場合は、必ず愛知県医師国民健康保険組合までお問い合わせください（費用精算できない場合があります）。

2 請求方法

- (1) 愛知県医師国民健康保険組合が、実施要項⑤記載の金額をNPO健康情報処理センターあいち(以下NPOあいち)を通じて健診実施機関へお支払いします。
- (2) 精算方法は下記のA・Bの2種類があります。

A. 独自で特定健康診査結果を電子化する場合

以下の点をご確認のうえ、請求先であるNPOあいちへご送付ください。なお、送料は健診実施機関にてご負担願います。

① 特定健康診査受診券コピー(A面のみで結構です)

※受診券原本は健診実施機関にて当該年度末まで保管してください。

② 特定健康診査結果の電子データ (第4期厚生労働省指定様式(XMLファイル形式))

- ・ 特定健診受診対象者分のみご提出ください。(受診券が発行されていない方のデータは不要。)
- ・ 記号番号は、番号としてハイフンを含めて全角で入力してください。
- ・ 送付先(提出先)機関番号は、愛知県医師国民健康保険組合の保険者番号「00233049」を入力してください。
- ・ 返戻がある場合はお知らせいたします。
- ・ 電子データを作成することができない場合はNPOあいちで電子化を行いますので、NPOあいちへお問い合わせください。

③ 愛知県医師国民健康保険組合請求書

請求書入力システム(<https://npoaichi-ik.dsnx.net/>)より請求書を作成し、印刷した原本にご捺印のうえ、ご提出ください。請求書入力システムについてはNPOあいちへお問い合わせください。

- ※上記URLで対応できない健診実施機関は、指定の書式でお送りください。
- ※指定の書式はNPOあいちにお問い合わせください。
- ※指定の書式・方法以外の請求は認められませんのでご注意ください。

B. NPOあいちへ報告書作成、電子化を依頼されている場合

通常の特健診同様に、特定健康診査受診券に問診、身長、体重、腹囲等の数値を記入して、血液分析センターへご提出ください。

- (3) 請求受付期限は令和9年3月末日到着分までです。期限を過ぎたものはお支払いできません。
- (4) 受診後、1か月を目処にご提出ください。
- (5) 健診費用は、請求書を受領した月より3か月後の10日頃にNPOあいちからお支払いいたします。

【費用請求先(支払代行機関)及び請求に関する問い合わせ先】

NPO健康情報処理センターあいち(NPOあいち)
〒460-0011 名古屋市中区大須3-30-40 万松寺ビル10階 TEL:052-241-1351

【受診資格及び返戻に関する問い合わせ先】

愛知県医師国民健康保険組合
〒455-0031 名古屋市港区千鳥1丁目13-22
公益社団法人愛知県医師会仮事務所2階 TEL:052-228-3151